

令和2年度 第1回滋賀県社会福祉審議会概要

- 1 開催日時 令和2年8月3日（月）午後2時00分～4時00分
- 2 開催場所 滋賀県東館7階 大会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）17名
安部侃 池内正博 上野谷加代子 江畑弥八郎 大槻敏明 越智眞一 尾畑聡英
郷野智恵子 阪本重光 崎山美智子 高田佐介 谷口瑞石 中島みどり 長谷川
綱雄 林淳子 宮下浩明 渡邊光春
- 4 欠席委員（五十音順、敬称略）8名
生田邦夫 伊崎葉子 尾崎美登里 北居理恵 佐藤誠 津田洋子 橋川涉 宮川
富子
- 5 事務局
川崎健康医療福祉部長、市川健康医療福祉部次長
健康福祉政策課：奥田課長、浅岡課長補佐、富田副主幹、安達主査、畑主任主事、
西村主事
医療福祉推進課：新垣課長、植野主幹
障害福祉課：酒見課長、参事、大平副参事、清水係長
子ども・青少年局：大岡局長、堀出参事
- 6 進行
 - (1) 健康医療福祉部長あいさつ
 - (2) 委員長の選出
 - (3) 委員長職務代理および専門分科会委員の指名について
 - (3) 滋賀県社会福祉審議会規程の一部改正について
 - (4) 滋賀県地域福祉支援計画の改定について(諮問)
 - (5) 次期滋賀県地域福祉支援計画で検討すべきと考えられる事項（案）につ
いて
- 7 概要
〔司会〕
本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
定刻になりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催いたします。本

日、司会進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の浅岡と申します。どうぞよろしくお願ひします。それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部長の川崎辰巳から御挨拶申し上げます。

〔部長〕

滋賀県健康医療福祉部長の川崎でございます。

本日は、滋賀県社会福祉審議会を開催しましたところ、何かと御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、本県の健康医療福祉行政に対しまして、平素から御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大の中で、それぞれのお立場で御尽力いただいていることに、改めて敬意を表します。

7月に入り、県内で83人の感染者が確認され、感染状況判断の段階が「警戒ステージ」に引き上げられました。感染の第2波に入ったと認識しておりますので、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、本審議会についてですが、この7月に委員の皆様の任期が満了となったことから、一斉改選後、初めての会議となります。改めまして、委員に御就任いただきましたことに御礼申し上げますとともに、本県の社会福祉の推進につきまして、格別の御協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

本日の内容といたしましては、まず、委員長を選出や専門分科会の委員の指名などをいただいたあと、滋賀県地域福祉支援計画の改定について諮問させていただきます。

本県では、「すべての地域住民のために すべての地域住民で支える 『地域福祉』による共生社会の構築」を基本理念に、今年度末までを計画期間とする「滋賀県地域福祉支援計画」を平成28年3月に策定し、市町の地域福祉計画の推進を支援してまいりました。

一方、当計画の策定後においても、本県の人口は減少し、高齢化の急速な進展、家族

形態の変化、これらを背景とした地域のつながりの希薄化等により、地域福祉に対するニーズはますます増大し、その内容も複雑・多様化しています。

また、新型コロナウイルス拡大の影響による失業者、生活困窮者の増加、障害者、高齢者、子育て世代への大きな影響が出ておりますので、今後の地域福祉の在り方について検討する必要があります。

本日は、委員の皆様から、地域福祉の更なる推進に向けて、何を目指しどのような取り組みが必要か御意見をお伺いしたいと存じますので宜しくお願いいたします。

委員の皆様には、限られた時間ではございますが、豊富な御経験、深い御見識をもとにした忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

[司会]

はじめに、本日は、委員改選が行われてからはじめての審議会でございますので、僭越ではございますが、事務局から委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元に配布させていただいております「座席表」と「委員名簿」をご覧ください。

(座席表と委員名簿により出席委員の紹介)

(委員一言ずつあいさつ)

[司会]

ありがとうございました。

なお、本日、御都合により欠席の委員をご紹介いたします。

(委員紹介)

次に事務局を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

次に本日の審議会には、委員25名中19名の御出席をいただいております、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づき会

議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

(資料確認)

揃っておりますでしょうか。不足がございましたら事務局までお伝え願います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、本日は、7月11日に社会福祉審議会委員の一斉改選がされてから、はじめての審議会でございます。

このため、委員長が選出されるまでの間、大変恐縮ですが、事務局においてしばらく議事を進行させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、次第の3(1)にありますように、委員長を選出する必要があります。
社会福祉法第10条により、委員長は委員の互選によることとなっております。委員長の選任について、皆様方のご意見を賜りたいと存じますが、いかがでしょうか？

[委員]

コロナ禍の大変な時期です。今まで豊富な経験に基づきリーダーシップを取っていただいていた渡邊委員に引き続き、委員長になっていただければいかがでしょうか。

(委員一同 異議なし)

[司会] 「異議無し」とのお声をいただきましたので、渡邊委員に本審議会の委員長をお願いしたいと存じます。

それでは、渡邊委員におかれましては、委員長席にお移りいただきますようお願いいたします。

(委員長移動)

[司会] 進行ですが、社会福祉法第10条の規定により、委員長は会務を総理するとありますため、渡邊委員長をお願いしたいと思います。委員長どうぞよろしくお願いいたします。

〔委員長〕

皆さん、ご苦労さまでございます。

引き続き委員長ということですので、よろしくお願いします。

部長の挨拶にもございましたとおり、コロナ禍の第2波となっております。私ども、社会福祉協議会は、コロナ禍において、国の制度で緊急小口制度を実施しております。いわゆる生活資金の貸し付けをしております。その額は、7月末現在で、約32億円となっております。

リーマンショック時の貸付額を2か月余りで上回っております。そのことから、新型コロナウイルス感染症が社会・経済活動に大きな影響をもたらしているのだと思います。現在、世の中では、感染症対策と社会経済活動の両立の方向性を探りながら対策を実施していますが、難しい問題だと感じています。

福祉の社会において、感染症対策における一番の問題は、高齢者、持病や基礎疾患を持つ人の感染症対策を言われるが、暮らしにおいても同様だと思う。困窮世帯というのは、まさしく基礎疾患と言える家庭です。生活支援が必要な家庭は、こういった危機的状況においては、更なる影響があると考えられます。そういう意味で、感染症対策の重点化は必要だが、福祉においてもますますそのような視点が求められると思います。

行政の役割を改めて問われる時代だと思います。社会福祉審議会で、さまざまな審議が施策に反映されるよう忌憚ないご意見をいただきたいです。よろしくお願い申し上げます。

はじめに、次第の3(2)の委員長職務代理者であります。滋賀県社会福祉審議会条例第5条の規定により、委員長が職務に携われない場合に、変わってその職務を行う委員をあらかじめ委員長が指名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

上野谷委員にお願いしたいと思います。上野谷委員、よろしくお願いいたします。

〔委員長〕次に、参考資料2「滋賀県社会福祉審議会の概要」をご覧くださいと分かりますように、本審議会には5つの専門分科会と、6つの審査部会が設置されています。これら、専門分科会、審査部会の構成委員についても委員長が指名することになっておりますので、僭越ではございますが、名簿を用意させていただきました。

これから配布させていただきます。

(資料配布)

ただいま、お配りいたしました名簿について、事務局から説明をお願いします。

〔健康福祉政策課長〕 （資料 1 説明）

（委員長）ただいまの事務局の説明の説明について、ご質問等ございませんか。ただいま、お配りいたしました名簿をもって指名にかえさせていただきたいと存じますので、委員の皆様方には、大変お世話になりますが、よろしくをお願いします。

それでは、議題（3）『滋賀県社会福祉審議会規程の一部改正について』、事務局の説明をお願いします。

〔事務局〕 （資料 2 説明）

〔委員長〕何か質問等ございますか。

（意見なし）

〔委員長〕御意見・御質問もないようですので、皆さまにお諮りしたいと思います。滋賀県社会福祉審議会規程を一部改正することに、御異議ありませんでしょうか。

（異議なし）

〔委員長〕ありがとうございました。

滋賀県社会福祉審議会規程を一部改正することに決しました。

それでは、議題（4）『滋賀県地域福祉支援計画について』、事務局、説明をお願いします。

〔司会〕知事から、本審議会に対しまして、「滋賀県地域福祉支援計画の策定について」諮問をさせていただきます。

本来ですと、知事から委員長に直接お渡しすべきところですが、他の公務の都合により出席がかなわなかったため、代わって健康医療福祉部長より委員長へお渡しいたします。

なお、諮問書の写しにつきましては、資料2として各委員の席上にも配布しておりますので、御確認ください。

(委員長、部長移動)

(諮問文読み上げ、委員長に手渡し)

〔委員長〕次に議題(5)「滋賀県地域福祉支援計画で検討すべきと考えられる事項について」、事務局説明をお願いします。

〔事務局〕 (資料5・6説明)

〔委員長〕諮問されました中身ですのでみなさんいかがでしょうか。

地域福祉支援計画とコロナに関連して思うのは、滋賀県では、障害者差別のない共生社会づくり条例があります。今、コロナ禍で各感染者に対する差別、風評被害や言われもなき差別がさまざまところで全国的に報道されておりますが、そういった観点から、共生社会の実現は大事だと思います。

〔委員〕今までの地域福推進がどうだったのかということを問われている時期だと思います。滋賀は、しっかりと地域福祉推進の取組をされています。全国的にみても、人権教育も実施してきましたが、その実施内容、効果はどうか、県民にどう伝わったか等の評価が今回の計画のポイントとして入れていく必要があります。一生懸命やっているから大丈夫、という時代ではありません。コロナ禍で、進まないことがあります。共生社会の実現に向けて一歩でも進めていくべきです。財源の問題がどの自治体にもありますが、工夫して、知恵を出し合って、財源を確保し、医療、介護、福祉を総合的に進める、オールジャパンでは突出した滋賀県の計画を一緒に策定していきたいと思っています。

〔委員長〕事務局は、その点を踏まえて検討してください。

〔委員〕地元で、生活支援サポーターとして地域の方々と一緒に活動しています。

先月、ある人から、足が悪いから、ゴミを出して欲しいとの相談があった。先日、その方の家を訪問すると、アパートの玄関口にゴミがあふれ出していた。相談者は、難病を患っているが、医療的サービスの支援を受けられていません。相談者は、SOSを出しにくい状況で、たまたま知った生活支援サポーターに相談され、私に対応しました。相談者への支援について社協等へ相談しましたが、支援につながっていません。

相談者の家がゴミ屋敷化しており、介護支援の相談する場所の確保が難しい状況にあり、相談対応ができません。このように支援が必要な人のSOSのキャッチを行政が対応することができないか、地域福祉支援計画で議論できないかと思います。

また、私は、後見人をしています。一人暮らしのある高齢者（被後見人）の水道料金が高いので確認をしたところ、月20Lの水道を使用していました。一般的に一人暮らしの老人が1月に使用する水道は、7L程度です。約3倍の水を使用されていましたが、自分で、お風呂に十分には入れていません。何か支援が必用な人をキャッチできる行政のシステムを検討いただけないでしょうか。一人暮らし世帯が増え、自分一人で生活しにくい人が増えている中で、行政が支援を必要としている人をキャッチできるようなシステムを構築して欲しいです。

〔委員長〕ありがとうございます。相談のアクセスということですか。

〔委員〕そのとおりです。相談のアクセスということと、行政、地域住民が連携し、支援が必要な人をキャッチする体制を構築できないかと考えています。

〔委員〕包括的なケアということですね。

〔委員〕そうですね。そういうことです。

〔委員〕委員長もおっしゃったとおり、差別、人権は大きな問題であると認識しています。コロナ禍で新たな差別が生まれたのではなく、今まであった差別が、コロナ禍で一気に噴き出したということだと思います。コロナ禍で、特別に何をするかというのではなく、今こそ、今までやってきた中身をしっかりと発展させていくことが大切だと思います。

〔委員〕私の住んでいる自治体においても、2人の新型コロナウイルス感染者が出ました。私の住む町は、小さい町なので、行政が把握していない感染者の情報が、町内に出ていました。感染者の家族、濃厚接触者のPCR検査の結果等の情報が飛び交い、感染者やその家族をどのように守っていくかを苦慮しました。感染者、ご本人は悪くありません。濃厚接触者に対しても、陽性であっても、陰性であっても「決してあなたは悪くありませんよ」「誰にも起こりうることなんですよ」というメッセージを福祉の立場から送れたらいいなと思っています。「感染者は悪くない」というメッセージを送ることの大切さを感じています。

また、子ども達の福祉を考える時に、今の子ども達は、20年後、30年後の社会を担う存在です。だから、いろいろな差別はありますが、福祉の中で支え、どこで生まれようと、どこで育てようと、その子がたくましい未来を背負っていく人になって欲しいという願いをもちながら仕事に取り組みたいと思っています。

〔委員〕障害を持った人の地域の暮らしを見ている立場からお話をすると、新型コロナウイルス感染症のことを理解して行動している障害者は少ないです。親子共々、障害がある親に新型コロナウイルス感染症に感染した時の対応等について聞くと、大抵の親の場合は、「周りの人に迷惑をかけたくないので、うちは放っておいてください。」と言われる。そのような親子を見ていると、施策の説明をしっかりとしないといけないと思う。また、特別定額給付金を申請できない人もいる。施策ができ、お金がもらえることができ制度ができたとしても、申請の手続き等に対して一緒に動いてくれる人がいますか。そのことに疑問に感じています。

ある会議で、施設内で濃厚接触者がいたことが判明した場合、その人を誰が運ぶのかという話になりましたが、誰も手を挙げようとしなかったです。

見えないところの支援ができるような計画ができたらいいなと思います。

消防団は、災害時、OBの消防団も参加することで人材不足を対応することとしています。

福祉の計画においても、そのように具体的なことを検討していくことが必要だと考えます。

〔委員長〕今、お話いただいたのは、災害時を含めた支援体制についてですが、計画にどう組み込むか、事務局が論点を整理いただき、分科会で検討を進めてください。

人材は大事であると考えますが、量と質をどうするかは非常に難しいことだと思います。

〔委員〕災害と福祉について意見を述べたいと思います。新型コロナウイルス感染症は、大規模災害であります。複合する形での避難について考えてみますと、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、健康な人の3群に分けられます。

従来の避難計画ですと、全員が小学校、中学校の体育館へ避難するということになります。ところが、そこに新型コロナウイルス感染者が1人でもいると、その避難所にいる避難者全員が感染する可能性が高くなります。全員、避難所に入ってくる時、PCR検査を実施して、分離するということができないですから、3群（新型コロナウイルス感染症感染者およびその家族、濃厚接触者、健康な人）に分離するということが必要ではないかと思います。しかし、現実には、小・中学校は、一般教室は貸してくれません。児童の私物があることを理由に、体育館と特別教室を避難所として使用してくださいと言われます。

インフルエンザに感染している方が避難所におられても、一般教室の利用はやはり許されません。

ある一定の避難所の方向性を県から市町教育委員会や学校へ提示していただきたいです。

また、資料に災害に特化する人材養成とありますが、滋賀県内の人材の養成を考えておられるのですか。滋賀県で大規模災害が起こった時に、どう対応するかを考えておられるということですか。県外派遣の対応を考えておられるのか、不明です。方向性を示してください。

〔健康福祉政策課長〕県内での災害時に、避難所で福祉的な支援が必要な人の支援を行うDWATです。2月にDWATの研修を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となりました。

まず、避難所に人材を派遣させていただき、災害時要配慮者がスムーズに避難生活を送れるよう、福祉人材に避難所に入らせていただき、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図ります。

〔委員長〕これから検討いただくということをお願いします。

〔委員〕知的障害者の中には、マスク着用や手洗いができない人がおり、周囲の人達からそのことを指摘されるケースが多々、出てきています。コロナ禍においては、自粛ということで、働く、学ぶ場等、いつも行く場を失っている人がいます。いつも行っている所に行けず、混乱している人もいます。

今後は、だれにでも伝わる情報伝達ツールが必要です。例えば、どこに行っても同じカードで示す等、ぱっと見て理解できるようなものがあるといいと思います。

〔委員長〕発達障害の子どもが、自分がマスクを着用したり、親がマスクを着用するとパニックになるので、親子共がマスクを着用せずに外出をした時、外出先で注意を受けたので社会福祉協議会で何か対策を取って欲しいと相談を受けました。

計画の中で、このような観点を記載できたらいいなと思います。

次に議題（６）「淡海ユニバーサルデザイン行動指針改定スケジュールについて」事務局説明をお願いします。

〔事務局〕 （資料７説明）

〔委員長〕ただいまの事務局の説明の説明について、ご質問等ございませんか。

（意見なし）

〔委員長〕よろしいでしょうか。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりましてご議論いただきありがとうございました。

それでは、司会を事務局へお返しします。

〔司会〕ありがとうございました。

最後に部長より御礼の言葉を述べさせていただきたいと思います。

〔部長〕本日は、皆さま、ご意見をいただき誠にありがとうございます。地域福祉支援計画につきましては、新型コロナウイルス感染症蔓延状況の中で、感染者に対する人権差別について検討していく必要があると感じました。我々としましても、誰にも起こりうることであるということです。感染者への人権差別があるということは、今までの地

域福祉の取組の中で、きちんとできていなかったというご意見をいただきました。障害者当事者の視点に基づき、具体的に伝えていくことが大切であること、避難所の問題。感染者を含めた避難所の在り方をどうするかを県においても検討していく必要があります。財源の問題、行政が支援を必要とする人をどのようにキャッチしていくか、子どもたちの育成についてもご意見をいただきました。本日いただいたご意見をもとに、地域福祉支援計画の改定を進めていければと思っております。本日は、誠にありがとうございました。

〔司会〕 以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。